

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は架空の事例である。

Xらは、Y市に住んでいて、外交問題に関心のある団体を結成している。普段は、月に1回ほど集まり、近時の日本の外交問題について勉強会をしていて、勉強会後は、内容のとりまとめも兼ねて、SNSで成果を発表していた。団体内には、写真を趣味とする者もいて、Y市の風景も合わせて投稿するので、毎回、ある程度話題となっていた。そうして、勉強会の内容に対しても賛成の立場、反対の立場ともに一定数の反応があった。そうした活動が10年ほど続き、SNSでのフォロー数はかなりの数（10000人前後）となり、Y市においては少し存在感が出てきた。

ある年、A国がB国に侵略のための武力行使をしたとのニュースが入った。Xらは緊急で勉強会を開き、さしあたりの情報収集をしながら、団体内で議論を交わした。その勉強会ではA国を非難する論調が強かった。勉強会后、普段のようにSNSでこの旨を発表すると、悪いのはA国のトップであって、A国民はむしろ被害者なのだといった反応や、B国はどのように今後の対応を取るべきなのかといった反応、また、いまA国とB国の状況はどのようになっているのか、危険性はどれくらい高いのか、といった疑問が寄せられるなど普段とは桁違いの反応が見られた。

そこでXらは、緊急集会を開くこととし、直接、対面でこうした声に向き合いたいと考えた。XらはY市民会館の小ホールの使用許可をY市に申請し、その申請した旨とともに日時についてSNSで告知した。すると、SNSでは、ぜひ参加しますといった声だけでなく、そんな集会はやめた方が良くという意見や脅しに近いものまで寄せられた。極めつけだったのは、Y市に対して、翌日から電話が殺到し、そんな集会に会場を貸し出すことはくだらないといった声や、中止にすべきだという声が寄せられた。「もし開催するのであれば、不穏な事態が起きますよ」という不気味な電話もあった。電話攻勢だけでなく、注文をしていない出前が大量に届いたり、時限爆弾を模したような物体が送られてきたりもした（実際に爆発することはなかったが、その処理をめぐって大騒ぎとなった）。また、Y市役所の裏口に火炎瓶が突然投げ込まれ、その対応をした職員がやけどを負う事件まで発生した。それらは、どうやらXらの活動に不満を持つC団体によるものだったようで、C団体は、暴力的で過激な政治活動で知られ、過去には別の団体との間で連続爆破事件も起こしていた。

Y市の担当者はこうした電話や事件に困惑し、どうしたものかと考えた。正直なところ、SNS上の議論はSNSで行えばよく、市民会館を貸す必要性があるのかについても疑問を感じるようになった。そうした複雑な思いで、Y市民会館条例を見てみると、7条に市民会館貸出の不許可事由が並んでいて、1号に「公の秩序をみだすおそれがある場合」とあった。そこで、Y市は協議の結果、市長名でこの7条1号に該当するため、Xらによる使用許可の申請に対して不許可とする処分を行った。

Xらは、この使用不許可処分に驚くとともに、処分を取り消すべく訴訟を提起したいと考えている。

参考条文：地方自治法 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

問1 Xらが、Y市民会館の条例7条1号の「公の秩序をみだすおそれ」に着目した場合、Xらのこれまでの行為に照らして、どのような解釈上の主張をすることができるか。〔40点〕

問2 上記の解釈に基づいて、Xらは憲法上の権利をどのように主張することができるか。それに対する反論を述べつつ、私見も論ぜよ。〔40点〕

以上

【刑 法】

以下の【事例1】から【事例2】までを読んで、後記【設問1】、および【設問2】について答えなさい。

【事例1】

- 1 甲男（30歳、身長180cm、体重80kgのがっしりした体格で格闘技経験あり）は、金に困ったことから、X宅に空き巣に入ろうと計画し、Xが留守の時間帯を狙って立ち入ることにした。まず①得意のピッキングで玄関の開錠を開始し、②開錠するとX宅に立ち入り、③金品物色のため居間に向かったところ、④戸棚が目にとまったことからそこに近寄り、⑤戸棚の引き出しを開けるなどしていた。複数ある引き出しの一つの奥には、現金10万円が保管されていたが、甲は、たまたま戻ってきたX男（60歳、身長168cm、体重80kgの肥満体型）と居間で鉢合わせになった。
- 2 Xが、「何をしているんだ。」と言いながら詰め寄って捕まえようとしてきたことから、甲は、それを免れるために、右手拳でXの顔面を力いっぱい殴打し、Xが倒れた隙に、何も盗らずにX宅から立ち去った。Xは、甲の殴打行為により加療1か月を要する傷害を負った。

【設問1】 【事例1】におけるXに対する甲の罪責について論じなさい（特別法違反については、検討する必要はない。）。なお、罪責検討においては、【事例1】の①から⑤のどの段階から窃盗の実行の着手が認められるかについて、その具体的な判断枠組みを示したうえで論じること。

【事例2】（【事例1】の1の事実に続けて、以下の事実があったものとする〔1→3の推移の事実〕。）

- 3 甲は、紐でXの手足を縛り上げたうえ、猿ぐつわをかませたところ、Xが特殊な疾病（極めて軽微な外因で突然心臓機能の障害を起して心臓死に至るような心臓疾患）を有していたことから、それが原因で心臓発作を起こし、しばらくして死亡した。なお、甲は、Xの疾病について認識しておらず、行為当時、一般人もXの疾病を認識しえなかったものとする。

【設問2】 【事例2】の甲の行為とXの死亡結果との間の因果関係があるかについて、論じなさい。なお、甲には、Xを殺害することについて故意はなかったものとする。

以 上